

第七十一回 参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和四十八年三月十三日(火曜日)

午後二時四十二分開会

委員の異動

三月十三日

辞任

向井 長年君

補欠選任

中沢伊登子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

亀井 善彰君

委員

初村瀧一郎君

工藤 良平君

中村 波男君

沢田 実君

堀本 又三君

小林 国司君

田口長治郎君

高橋雄之助君

棚田 四郎君

温水 三郎君

平泉 渉君

堀本 宜実君

杉原 一雄君

村田 秀三君

堀田 啓典君

中沢伊登子君

塚田 大願君

鈴木 省吾君

内村 良英君

宮田 秀雄君

事務局側

常任委員会専門員

農林政務次官

農林省農林経済局長

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(農産物の貿易自由化対策に関する件)

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が選任されました。

○委員長(亀井善彰君) 農産物の貿易自由化対策に関する件を議題といたします。

農産物の貿易自由化につきましては、わが国農業の現状にかんがみまして、輸入制限の維持について、一昨年二度にわたり委員会として決議を行ないましたが、最近、政府は、自由化拡大について検討を加えつつあるとのことでございますので、理事会において協議いたしました結果、当委員会として、この際、さらに決議を行なう必要があるという意見が一致いたしました。案文がまとまっておりますので、便宜、私から提案いたします。

案文を朗読いたします。

農畜水産物の自由化に関する決議(案)

当委員会は、去る昭和四十六年八月三日及び同年十二月二十三日の二回にわたり、本件に関する全会一致をもつて決議を行なつたところである。先進諸外国においても農畜水産物については各種の保護措置を講じているが、最近政府は、農畜水産物の一その自由化について再検討を加えているとのことである。しかしながら、わが国の農漁業はその近代化達成への基盤がぜい弱であるうえ、最近の諸情勢からして農漁業が崩壊する危険すら窺取され、いたずらなる農畜水産物の自由化の拡大は、生産者に深刻

な打撃を与え、大きな混乱をひきおこすおそれがある。

よつて政府は、現行農畜水産物の輸入制限品目を維持するとともに、これら品目の輸入割当量の拡大等についても慎重に対処すべきである。右決議する。

以上であります。

それでは、これより採決を行ないます。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(亀井善彰君) 総員挙手と認めます。よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鈴木農林政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。

鈴木農林政務次官。

○政府委員(鈴木省吾君) ただいまの決議の御趣旨を体し、農産物の輸入自由化及び輸入割当てワタの問題に対しましては、慎重に対処してまいりたいと考えます。

○委員長(亀井善彰君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業協同組合法の一部を改正する法律案

一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第十一項中「同項」の下に「及び第五項」を加え、同條第十項を削り、同條第九項中「同項の規定」を「同項及び第五項の規定」に、「同項第一号の」を「第二項第一号の」に改め、「附帯する事業」の下に「並びに第六項の事業」を加え、同條第八項中「第六項ただし書」を「第八項ただし書」に、「同項第八号又は第五項」を「同項第八号」に、「又は第三項」を「第三項又は第五項」に、「又は当該信託の引受けを行なう」を、「当該信託の引受けを行ない、又は当該借入れをする」に改め、「属する者であつた者」の下に「(同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む)」を加え、同條第七項を次のように改める。

組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け(前号に掲げるものを除く。)

三 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

第十條第六項ただし書中「ただし」の下に「農業協同組合にあつては第六項第五号、農業協同組合連合会にあつては同項第三号及び第五号の規定による施設に係る場合を除き」を加え、同條第五項を次のように改める。

組合員に出資をさせる組合は、第一項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部をあわせ行なうことができる。

一 組合員の委託を受けて行なうその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売却し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売却し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業

二 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売却し若しくは貸付けを含む。）の事業

三 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売却し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売却し又は貸付けを含む。）の事業

第十條第五項の次に次の二項を加える。

第一項第二号の事業を行なう組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 手形の割引

二 国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務の保証又は当該金融機関の委託を受けてするその債権の取立て

三 内国為替取引

四 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

五 農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

の規定を同法第二百八十条ノ四において準用する場合を含む。並びに商業登記法第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。

第十條の二第二項中「事業の」の下に「種類その他事業の」を加える。

第十條の十一の次に次の二項を加える。

第十條の十二 組合が、第十條第五項の事業（以下「宅地等供給事業」という。）を行なうとするときは、宅地等供給事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の宅地等供給事業実施規程には、事業の実施方法及び宅地等供給事業に係る契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。その効力を生じない。

第十條の十三 組合が、第十條第六項第三号の事業を行なうとするときは、内国為替取引規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の内国為替取引規程には、事業の実施方法及び内国為替取引契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

第十二條第一項第五号中「その他当該農業協同組合」の下に「又は当該農業協同組合」を加える。

第三十一條の二第二項及び第三十八條第一項中「信託規程」の下に「宅地等供給事業実施規程、内国為替取引規程」を加える。

合連組合が「一組合員」を「一組合員」に改め、同条に次の一項を加える。

共済規程の変更で次の各号に該当するものについては、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、總會の決議を経ることを要しないものとする。ことができる。

一 当該共済規程の変更により第十條第一項第八号の事業の種類が変更されることとならないこと。

二 当該共済規程の変更に係る第十條第一項第八号の事業が、その変更の前後を通じて、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものであること。

第六十四條第五項中「二人未満になつた」を「欠けた」に改め、同条に次の二項を加える。

第十二條第二項第一号の規定による組合員が一人になつた農業協同組合連合会にあつては、第一項及び前二項の事由によるほか、次の事由によつて解散する。

一 第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継があつたこと。

二 第六十八條の二第二項において準用する第六十五條第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。

三 第六十八條の二第三項の期間内に前号に規定する認可の申請がなかつたこと。

農業協同組合連合会は、前項第三号に掲げる事由によつて解散した場合に於ては、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十八條の次に次の一項を加える。

一 当該農業協同組合連合会が出資組合である場合において、その組合員に第十二條第二項第二号又は第三号の規定による組合員があるとき。

二 当該組合の当該農業協同組合連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつていないとき。

前項の規定による権利義務の承継に關しては、第四十六條、第四十八條の二、第六十五條及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十五條第一項中「第四十八條の二第一項」とあるのは「第六十八條の二第二項において準用する第四十八條の二第一項」と、同条第三項中「第六十一條」とあるのは「第六十一條第一項から第四項まで」と読み替へるものとする。

前項において準用する第六十五條第二項の認可の申請は、当該農業協同組合連合会の第十二條第二項第一号の規定による組合員が一人になつた日から六月以内にしなければならない。

第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる農業協同組合連合会は、その時に消滅する。

第六十九條第一項中「破産」の下に「並びに第六十四條第七項第一号に掲げる事由」を加える。

第七十八條中「破産」の下に「並びに第六十四條第七項第一号に掲げる事由による解散」を加える。

第七十九條中「又は農事組合法人が合併する場合において、若しくは農事組合法人が合併する場合において」に「終つたとき」を「終つたとき又は第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十五條第二項及び第三項並びに第九十條第九号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終つたとき」に「合併後」を「合併又は承継後」に「合併に因つて消滅する」を「合併又は承継によつて消滅する」に改める。

第七十九條中「又は農事組合法人が合併する場合において、若しくは農事組合法人が合併する場合において」に「終つたとき」を「終つたとき又は第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十五條第二項及び第三項並びに第九十條第九号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終つたとき」に「合併後」を「合併又は承継後」に「合併に因つて消滅する」を「合併又は承継によつて消滅する」に改める。

第七十九條中「又は農事組合法人が合併する場合において、若しくは農事組合法人が合併する場合において」に「終つたとき」を「終つたとき又は第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十五條第二項及び第三項並びに第九十條第九号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終つたとき」に「合併後」を「合併又は承継後」に「合併に因つて消滅する」を「合併又は承継によつて消滅する」に改める。

第七十九條中「又は農事組合法人が合併する場合において、若しくは農事組合法人が合併する場合において」に「終つたとき」を「終つたとき又は第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十五條第二項及び第三項並びに第九十條第九号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終つたとき」に「合併後」を「合併又は承継後」に「合併に因つて消滅する」を「合併又は承継によつて消滅する」に改める。

第八十五条第二項中「合併」の下に「若しくは承継」を加え、「第七十三條第四項」を「第六十八條の第二項及び第七十三條第四項」に改め、同条第三項中「合併」の下に「又は承継」を加える。

第九十二条中「と読み替える」を「と、同法第六十六条中「合併による」とあるのは「合併又は農業協同組合法第六十八條の第二項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十条第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替える」に改める。

第九十三条、第九十四条第一項及び第二項並びに第九十四条の二第一項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」に改める。

第九十五条第一項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」に改め、同条第三項中「又は信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程又は内国為替取引規程」に、「又は第十條の六第一項」を「第十條の六第一項、第十條の十二第一項又は第十條の十三第一項」に改める。

第九十八條第一項中「及び第七十三條の九第二項」を「第六十八條の二第一項及び第七十三條の九第二項」に改める。

第九十九條第一項中「一萬元」を「二十萬元」に改める。

第一百條第一項中「一萬元」を「三萬元」に改める。

第一百一條中「一萬元」を「三萬元」に改め、同条第二號の二の次に次の二號を加える。

二の三 第十條の十二第一項の規定に違反したとき。

二の四 第十條の十三第一項の規定に違反したとき。

とき。

第一百一條第九號中「第七十三條第四項」を「第六十八條の二第二項及び第七十三條第四項」に、「減少し、又は」を「減少し、」に改め、「合併をし」の下に「又は出資組合に係る承継をし」を加え、同条第十二號中「第六十四條第五項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第一百一條の二及び第一百一條の三中「一萬元」を「三萬元」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の農業協同組合法第十條第五項の規定による事業を行なつてゐる組合は、改正後の同法第十條の十二の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を限り、改正前の同項に規定する事業の範囲内において引き続きその事業を行なうことができる。

3 この法律の施行前に改正前の農業協同組合法第十條第十項の規定に基づく農業協同組合法施行令（昭和三十一年政令第二百七十一號）第二條第一項の承認を受けて定められた内国為替取引に関する規程でこの法律の施行の際現に存するものは、改正後の農業協同組合法第十條の十三第一項の承認を受けて定められた内国為替取引規程とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十三條の七に次の一號を加える。

十四 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第六十八條の二第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

6 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第三十五條第四項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

7 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。

第八十一條の二の見出し中「合併」を「合併等」に、「免税」を「免税等」に改め、同条に次の一號を加える。

2 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第六十八條の二第一項の規定により権利を承継した場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の六とする。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二號）の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行方組合」を「行方組合は、組合員のために、手形の割引をし」に、「又は当該金融機関」を「当該金融機関」に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一號を加える。

6 第一項第二號の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることができ、第十六條の次に次の一號を加える。

（内国為替取引規程）
第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

第三十五條の二第一項及び第四十二條第一項中「規約」の下に「内国為替取引規程」を加える。

第四十四條第二項中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、「若しくは規約」を「規約若しくは内国為替取引規程」に改める。

第四十八條第一項第二號中「規約」の下に「及び内国為替取引規程」を加え、同項中第十號を第十一號とし、第六號から第九號までを一號ずつ繰り下げ、第五號の次に次の一號を加える。

六 一組合員のためにする手形の割引金額の最高限度

第八十七條第六項中「會員のために、手形の割引をし」を「會員等のために手形の割引をし、若しくは會員のために」に改め、「又は」の下に「所屬員のために」を、「指定する金融機関」の下に「若しくはこれに準ずる者」を加え、同条に次の一號を加える。

7 第一項第二號の事業を行なう連合会は、會員等のために内国為替取引をすることができ、第九十條を次のように改める。

第九十條 削除

第九十二條第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六條まで」を「第十六條の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六條の二第一項中「第十一條第六項」とあるのは「第八十七條第七項」と読み替える」に改め、同条第三項中「第九十條に規定するものほか」を削り、「第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項及び第三項並びに第四十九條」を「並びに第三十五條に、「と読み替える」を「と、第四十八條第一項第六號中「一組合員」とあるのは「一會員等」と読み替える」に改める。

第九十三條第四項中「行方組合」を「行方組合は、組合員のために、手形の割引をし」に、「又は当該金融機関」を「当該金融機関」に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに

準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号の事業を行なう組合は、組合員のために内國為替取引をすることが出来る。

第九十六條第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六條まで」を「第十六條の二まで」に、「と読み替へる」を「と、第十六條の二第一項中「第十一條第六項」とあるのは「第九十三條第五項」と読み替へる」に改める。

第九十七條第四項中「會員のために」を「會員のために、又は当該金融機關」を「当該金融機關」に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機關若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号の事業を行なう連合会は、會員のために内國為替取引をすることが出来る。

第一百條第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六條まで」を「第十六條の二まで」に、「と読み替へる」を「と、第十六條の二第一項中「第十一條第六項」とあるのは「第九十七條第五項」と読み替へる」に改め、同条第三項中「第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項及び第三項、第四十九條から第五十八條まで並びに第九十條」を「並びに第三十五條から第五十八條まで」に、「と読み替へる」を「と、第四十八條第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一會員」と読み替へる」に改める。

第一百條の十四第三項中「及び第四十二條第一項中「規約及び」とあるのは「規約、共済規程及び」と、第四十四條第二項中「若しくは規約」とあるのは「規約若しくは共済規程」と、第四十八條第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」を、「第四十二條第一項、第四十四條第二項及び第四十八條第一項第二号中「内國為替取引規程」とあるのは「共済規程」に改める。

第二百二十二條中「規約」の下に、内國為替取引規程を加える。

第二百二十三條第一項中「基いて」を「基づいて」に改める。

「に改め、規約」の下に、「内國為替取引規程」を加え、「疑」を「疑い」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「内國為替取引規程」を加え、「疑」を「疑い」に改める。

第二百二十三條の二中「規約」の下に、内國為替取引規程を加える。

第二百二十四條第一項中「行つた」を「行なつた」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「内國為替取引規程」を加え、「探るべき」を「とるべき」に改め、同条に次の二項を加える。

3 行政庁は、組合が内國為替取引規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十六條の二第一項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百條の十第一項の認可を取り消すことが出来る。

4 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該組合に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第二百二十八條第一項中「一万円」を「二十万円」に改める。

第二百二十九條第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第二百三十條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十六條の二第一項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、みかん価格の暴落対策等に関する請願（第六三〇号）

一、児島湾縮切堤防の無料開放に関する請願（第六六四号）

一、農林年金制度改善に関する請願（第七〇二号）（第七〇三号）（第七〇四号）（第七〇五号）（第七〇六号）（第七〇七号）

第六三〇号 昭和四十八年二月二十四日受理
みかん価格の暴落対策等に関する請願
請願者 静岡県藤原郡金谷町竹下四六九北 藤原農業協同組合長 山本嘉子治 外六十名

紹介議員 川野辺 静君
生産費を大幅に下まわる価格暴落の責任は、農業構造改善政策にもとづく選択的拡大とグレイプフルーツなどの外国産果実類の輸入拡大を押し進めてきたこと等政府の農政にあるので、価格暴落による打撃からみかん農家を救済し、みかん産業を守るようすみやかに左記の対策をとられたい。

一、生産者価格の安定をはかるため、生食温州みかんの支持価格制度をただちに確立し、生産費をつぐなり最低価格を保障すること。また加工用原料果実の保障基準価格の引上げ、補助対象数量わくの大幅な拡大をはかること。

二、優良品種への改植促進、低温貯蔵庫、加工施設等の整備拡充などに対し補助を強め、周年出荷体制の確立をめざすこと。これらの技術研究を促進すること。

三、グレイプフルーツなどの輸入を緊急に規制するとともに、オレンジ、果汁などの自由化は絶対に実施しないこと。

四、学校給食などへの生食、生ジュースの利用をはじめ、国内消費市場拡大をはかるとともに、必要な補助金を支出するなどして輸出を振興し、海外市場の拡大につとめること。

五、当面の価格暴落による打撃からみかん農家の経営を守るため、各種制度資金、系統資金からの借入金などの償還期限の延期、繰り延べ期間中の利子の免除、農協等への国や県による利子補給を行なうこと。また、これらの手続の簡素化、申請のすみやかな処理を行なうこと。

六、暴落で打撃をうけた農家に、無担保、無保証の長期、低利の融資を行なうこと。また、他の農作目の導入を望む農家への助成、技術指導に特別の措置を行なうこと。

第六六四号 昭和四十八年二月二十七日受理
児島湾縮切堤防の無料開放に関する請願
請願者 岡山市国富七〇ノ九 徳永八郎

紹介議員 山田 徹一君
児島湾縮切堤防を無料開放されたい。

理由
児島湾堤防は、岡山県南開発振興の基幹路線の環境であること及び玉野市ならびに東児島地区と本市中心部を結ぶ生活道路としての効用性がきわめて高く、また四国、中国、阪神を結ぶ経済圏における交通上の要衝にあたり、この通路の有料が続く限り、岡山県南全域の産業、文化、経済の発展を著しく阻害するものである。

第七〇二号 昭和四十八年三月一日受理
農林年金制度改善に関する請願
請願者 茨城県筑波郡筑波町作谷一、四八

六 池田寿子外百三十名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇三号 昭和四十八年三月一日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 富山県東砺波郡福野町上川崎 山崎忍外百八十六名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇四号 昭和四十八年三月一日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町上徳岡一、八九七 宮入かね子外百十五名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇五号 昭和四十八年三月一日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 島根県邑智郡松江町長谷 山根利治外三百十二名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇六号 昭和四十八年三月一日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二四ノ一 井川祐二外六十八名

紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七〇七号 昭和四十八年三月一日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 名古屋市長区辰巳町二ノ八ノ二 本多文雄外百六十三名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第三号中正誤

ベシ 段行 誤

正

三 終わり 整備農業費 整備事業費

五 四 炭害 災害

二 一 二 するのが するが

一 三 四 ところどころ ところどころ

昭和四十八年三月二十日印刷

昭和四十八年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局